

令和 7 年度越谷市社会福祉審議会全体会会議録

令和 7 年 5 月 2 8 日（水） 1 4 : 0 0 ~
越谷市役所エントランス棟 3 階 会議室 3 - 1

○委員定数（48名）

○出席委員（38名）

白川 秀嗣	委員	越谷市議会議員
永福 徹	委員	越谷市社会福祉協議会
本田 香奈子	委員	越谷市私立幼稚園協会
宮崎 大輔	委員	越谷市地域型保育連絡協議会
高野 雅美	委員	越谷市手をつなぐ育成会
齊藤 峰雄	副委員長	越谷市民生委員・児童委員協議会
村山 勝代	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
鈴木 弘子	委員	ロービジョン友の会アリス
石川 幸子	委員	越谷市医師会
田沼 良輔	委員	越谷公共職業安定所
会田 容子	委員	越谷市子ども会育成連絡協議会
中岡 朋代	委員	越谷市子育てサークルネットワークの会
中村 明	委員	越谷市コミュニティ推進協議会
高橋 忠	委員	越谷市歯科医師会
幸田 勉	委員	越谷市自治会連合会
菅野 敦子	委員	越谷市小学校長会
望月 美恵子	委員	越谷市聴覚障害者協会
山室 舞	委員	越谷市PTA連合会
横井 雄一郎	委員	越谷市PTA連合会
会田 真理子	委員	越谷市ボランティア連絡会
中村 幸弘	委員	越谷市薬剤師会
田村 慎治	委員	越谷市老人クラブ連合会
沼田 孝司	委員	埼玉県越谷児童相談所
中根 陽子	委員	埼玉県障害難病団体協議会
小澤 昭彦	委員長	埼玉県立大学
岡 桃子	委員	埼玉県立大学
高島 恭子	委員	埼玉県立大学

宮地 さつき	委員	文教大学
日比谷 富貴子	委員	越谷地区労働組合協議会
横内 浩一	委員	公募委員
根本 ひかり	委員	公募委員
高橋 良江	委員	公募委員
久能 由莉子	委員	公募委員
根岸 千怜	委員	公募委員
駒崎 美佐子	委員	公募委員
渡辺 静代	委員	公募委員
谷塚 祥子	委員	公募委員
飛田 俊子	委員	公募委員

○欠席委員（１０名）

松本 實	委員	越谷市私立保育園・認定こども園協会
松田 繁三	委員	越谷市医師会
岡野 昌彦	委員	越谷市医師会
高橋 奨	委員	越谷商工会議所
桑原 礼子	委員	やまびこ家族会
川島 衛	委員	越谷地区保護司会越谷支部会
愛甲 悠二	委員	埼玉県立越谷特別支援学校
相澤 靖子	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校
大島 隆代	委員	文教大学
八田 清果	委員	埼玉東萌短期大学幼児保育学科

○事務局出席者

福田 晃 市長

【福祉部】（１０名）

小田 大作	福祉部長
大熊 宏昌	福祉部副参事(兼)福祉総務課長
山崎 健晴	福祉部副参事(兼)障害福祉課長
斉藤 秀樹	障害福祉課調整幹
白井 正俊	福祉総務課副課長

佐藤 栄樹 障害福祉課副課長

中村 有沙 障害福祉課主査

細谷 真里 福祉総務課主任

佐野 瞳 障害福祉課主任

丸岡 龍介 障害福祉課主任

【地域共生部】（６名）

山元 雄二 地域共生部長

渡辺 真浩 地域共生部副部長(兼)地域共生推進課長

小澤 幸太 地域共生推進課調整幹(兼)ねんりんピック推進室長

中村 廉 地域共生推進課主幹

岡本 正俊 地域共生推進課主任

田中 雄大 地域共生推進課主任

【子ども家庭部】（６名）

富岡 章 子ども家庭部長

関 泰輔 子ども家庭部副部長(兼)子ども施策推進課長

秋山 和之 保育入所課長

佐久間 敏彦 子ども施策推進課調整幹

永田 達也 子ども施策推進課主幹

野澤 稜汰 子ども施策推進課主事

I 社会福祉審議会・全体会（14：00～）

1 開 会

・会議の成立について

越谷市社会福祉審議会条例・第6条・第3項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立する。

委員総数48名のうち38名が出席しているため、会議が成立することを報告。

2 あいさつ

小澤委員長からあいさつを頂く。

3 市長あいさつ

福田市長からあいさつ

4 協議事項（議事進行：小澤委員長）

（1）傍聴確認

本審議会は越谷市社会福祉審議会条例・施行規則・第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明。傍聴人1名入場する。

（2）令和6年度事業報告及び令和7年度事業予定について【資料1参照】

各分科会より、令和6年度事業報告及び令和7年度事業予定について説明。

- ①民生委員審査専門分科会
- ②障害者福祉専門分科会・審査部会
- ③児童福祉専門分科会
- ④地域福祉専門分科会

質疑等(要旨)

【委員】

児童福祉専門分科会の報告について質問がある。パブリックコメントで特徴的な意見はどのようなものがあるか。また、越谷市に限らないが不登校が深刻な問題になっており、越谷市でも500名近くいる。こどもの意見表明権というところで、不登校の子の意見については分科会でどのような議論が行われたのか知りたい。

【事務局】

パブリックコメントの意見については、計画を修正するような大きな意見はあまりなく、現状の要望に近いものが多かった。また、こども基本法ができてこどもの意見を聞くというところでサンプル調査を行い、小中学生に聞いたり、高校生以上のこどもに聞いている中で、大学生などにも意見を聞いた方がいいのではないかという意見があり、大学生のワークショップなどで意見を聞いた。

不登校の子の意見については、部分的に不登校に関する意見はあったが、施策体系に影響を受けるような意見はなかったと記憶している。

(3) 報告事項について

①乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について子ども施策推進課より説明。

質疑等(要旨)

【委員】

施設と利用者が事前面談を行うということだが、1カ所だけでなく4ヶ所全てに申込みが可能なのか。

また、利用時間は月10時間までだが、定員が2～3人だと利用できる人数が少なく、この日にお願いしたいと思っても利用できないということがあると思われる。今後利用できる施設が増えていくと思うが、施設の定員を増やすことは可能なのか。

【事務局】

面談は利用する施設ごとに行うこととなり、利用する施設を複数使うことを拒むものではない。

【委員】

資料2の4ページ、対象者数の見込み「2,900人を想定」について、これは令和7年度の数字なのか。

また、この数字はどのようにして算出したのか。

【事務局】

通園している保育園児は対象にならないので、対象者数から除いている。その結果を推計すると、対象となる方の見込みは2,900人となる。ただ、令和7年度は試験的に行うこともあるため、必ずしも2,900人に対応できるか難しいところもあり、実際にはもう少し少ない規模で行うこととなる。ただ、令和8年度になれば本制度は給付制度となる予定であり、本人が使いたいときに使えるような体制を整えていきたいと考えおり、30ヶ所で本制度を提供することができれば、2,900人近い利用はできるのではないかと推測する。

あくまで2,900人は令和7年度の対象者数見込みではないことについてご理解いただきたい。

【委員】

2,900人は、年間利用者数の延べ人数ということか。1人の人が10回利用したら何人のカウントになるのか。

【事務局】

実人数であり、1人の人が10回利用しても1人のカウントである。生後6ヶ月から1歳になるこどもの中で保育所に通っていないこども、同様に1、2歳で保育所に通っていないこども、これらを合計し、人口の推計と保育所への申込み状況の割合から算出すると、概ねこれくらいのこどもが使う権利が発生するのではないかと想定をしたところである。

【委員】

子どもを預ける際、保護者は子どもから離れるという認識でよろしいか。

【事務局】

基本的には離れるという想定である。ただ、初回は状況に応じて保護者に同行していただくことも考えられる。

【委員】

その場合だと、資料2の2ページにある保護者にとっての意義について、前半部分である「子どもとの関わりや遊びなどについて専門的な知識や技術をもつ人との関わり」というのは実現するのだろうか。

【事務局】

保護者が子どもから離れたところで、子どもが保育士などと一緒に遊んだ状況を振り返り、保育士から保護者へ子どもと遊んだ状況や子どもがどのような経験をしたかなどについて情報提供してもらうことで、本制度の意義となるのではないかと考えている。

【委員】

公立保育園が対象となっていないのはなぜか。

また、保育に対する法律についてだが、かつては一般的に保育園に預けると言えば、共働き等の理由があって預けることが主であったが、社会で育てるというふうに法律が変わり、社会で子どもを育てていくという認識になった。本制度においては、ただ単に子どもを預かるだけなのか、それとも社会的な教育を与えることを想定して子どもを預かるのか。保育所は労働環境等含めて厳しい状況にあると思うが、どのように考えているか。

【事務局】

公立保育所については、当初の考え方として、全国的な人口減少、越谷市では令和4年から始まっており、少子化はもっと前から始まっているというところで、さらに、ここ数年では出生数が急激に減っている。今までは、待機児童が多いという点で保育所を整備してきたが、徐々に通う子どもも少なくなることが推測されることから、受け入れる子どもが少なくなる民間保育所で受け入れていきたいという思いもあり、まずは民間保育所で計画を始めることとした。また、公立保育所での受け入れについては、議会、児童福祉専門分科会の中でもご意見があった。今後30ヶ所実施施設を整備する予定だが、公立保育所を対象とすることについては、令和8年度に改めて検討していきたいと考えている。

二点目のどのようにして預かるのかという点については、事業者とのヒアリングの中でも、ただ来てもらい怪我なく帰ってもらうだけでなく、子どもの育ちを応援するという目線を持っているとの話があった。また、本事業の短時間利用によって育ちを応援できるような保育がどこまでできるのかという懸念もあり、事

業者も非常に気にされていると考えている。まずは、令和8年度の一斉スタート前に本事業を行うことで効果について検証しながら、事業者向けの説明会などを通して情報提供し、事業者と一緒に提供体制を整えていきたい。こどもの育ちについて、すぐにどうできるかということとは分からないが、試験的な実施にあたっては、そこが大事ではないかということで、現段階では受け止めている。

【委員】

本事業を使うこどもは、通園している保育園児と一緒に保育してもらうのか。

また、保育士不足が問題となっている中で、預かるこどもが増えて体制に問題はないのか。

【事務局】

国としては、通園している保育園児と一緒に同室で預かることも、別の部屋で預かることもどちらでも可能である。本市については、「別の部屋で預かる」ということを事業者から聞いている。通園している保育園児に対しては、成長過程に沿って月によって目標を定めて計画的に保育を行っている。これに対して、1日限りで来るこどもと同時に保育できるかという点に懸案を感じ、別の部屋で預かることとしたと聞いている。

また、人口減少により人材確保が難しいところではあるが、同室で預かるメリット・デメリットも含めて4事業者へ説明をさせていただき、結果的には別の部屋で預かるということで、準備をいただいている。

【委員】

別の部屋で預かる場合だと、こども同士での関わりや様々な経験を通じて成長ができる、という本制度の意義についてはどうなるのか疑問に感じる。

【事務局】

おっしゃる通りである。ただ、やってみないと分からないところもあるので、まずは別の部屋で預かるということで本事業を始めてみて、結果について今後検証していきたいと考えている。

【委員】

資料2の3ページ、第三段階「利用する」について、これは予約システムがあるということなのか。

【事務局】

ウェブサイトアクセスして予約するものである。また、施設ごとの予約システムではない。

【委員】

こども誰でも通園制度について、皆様の関心が非常に高いと感じている。本制度を当事業所でどのように行うかをお話させていただきたい。

令和7年7月から本事業がスタートするが、ここに至るまで子ども施策推進課によるプロジェクトチームで進めていただき、事業者4者が集り、どのように進めていけばいいのか、また、国のシステムやウェブサイトなどもどのようなものか直前にならないと分からないなど、色々なことがありながら進めてきた。

また、保育人材について心配されているご意見があるかと思うが、事業所が何ヵ所もあり、急な欠員に備えて余剰に保育士を配置しており、本制度の保育士ということで毎日常駐させる形をとっている。本制度の利用者がいない場合は、通常業務に戻るという形を想定している。

また、こどもとの関わりについてだが、通園している保育園児と園庭で遊んだり、戸外活動なども想定しており、こどものために、こどもが楽しめるような環境を作ることを考えている。

やってみないと分からないところもあり、不安なところではあるが、試行錯誤しながら進め、令和8年度にはより良い形でスタートできたらと考えている。

【委員】

資料2の3ページ、第一段階「利用登録申請」について、こどもに障がいがあった場合は、別の枠で申請をするということなのか。

【事務局】

登録申請を進める中で、障がいに関する状況等は聞き取ることになると思うが、申請の窓口から別ということではない。障がいがあるこどもの保育が実際にできるかどうかという点では、事業所ごとの特性があると思う。児童福祉専門分科会の方には説明したが、実施施設が30ヵ所になったときに、全ての事業所で障がいがあるこどもの保育ができるかどうかは、現時点では分かりかねる。

5 その他

事務局から、次回の越谷市社会福祉審議会全体会は令和8年5月に予定している旨を報告。

6 閉 会

齊藤副委員長からあいさつを頂く。

議事終了（～15：20）